

「転落防止柵設置業務委託（北区北玄以町 他）」仕様書

京都市建設局北部土木みどり事務所

(担当：酒井 岡本 075-492-3111)

1 業務名

一般市道 玄以通 転落防止柵設置業務

2 業務の目的

本市が管理する道路路肩部と河川法面との高低差がある箇所において、歩行者等の転落防止のための柵及びチェーンを設置し、道路利用者の安全性を確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

4 履行場所

京都市北区小山北玄以町 から 上賀茂菖蒲園町 地内（一般市道 玄以通・上賀茂橋周辺）

5 業務範囲

別紙「位置図」及び「現況写真（全4箇所指示部）」のとおり

（上賀茂橋 東詰め北側・南側、西詰め北側・南側の計4カ所）

6 業務内容

上賀茂橋の東西・南北の計4箇所において、歩行者の転落を防止するための柵および連絡チェーンを新設する。

● 転落防止柵の設置

※寸法は各現場計測のうえ決定すること

※設置箇所のアスファルト舗装面に下り勾配がある場合は、柵の鉛直（垂直）性を保持し、かつ地上高（H=1,100mm）が一定に維持されるよう、現場の勾配に合わせて支柱の埋込み深さの調整及び本体の傾斜加工を行うこと。

● 間隙への連絡チェーン設置

2つの柵の接続部に生じる間隙には、歩行者の進入および転落を防止するため、柵同士を繋ぐ連絡チェーン（ステンレス製、線径φ5mm～6mm程度）を2段（上段・中段位置）に渡って設置すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

（1）費用について

- 本作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

- 業務に伴い発生した廃棄物（アスファルトガラ、残土等）は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。

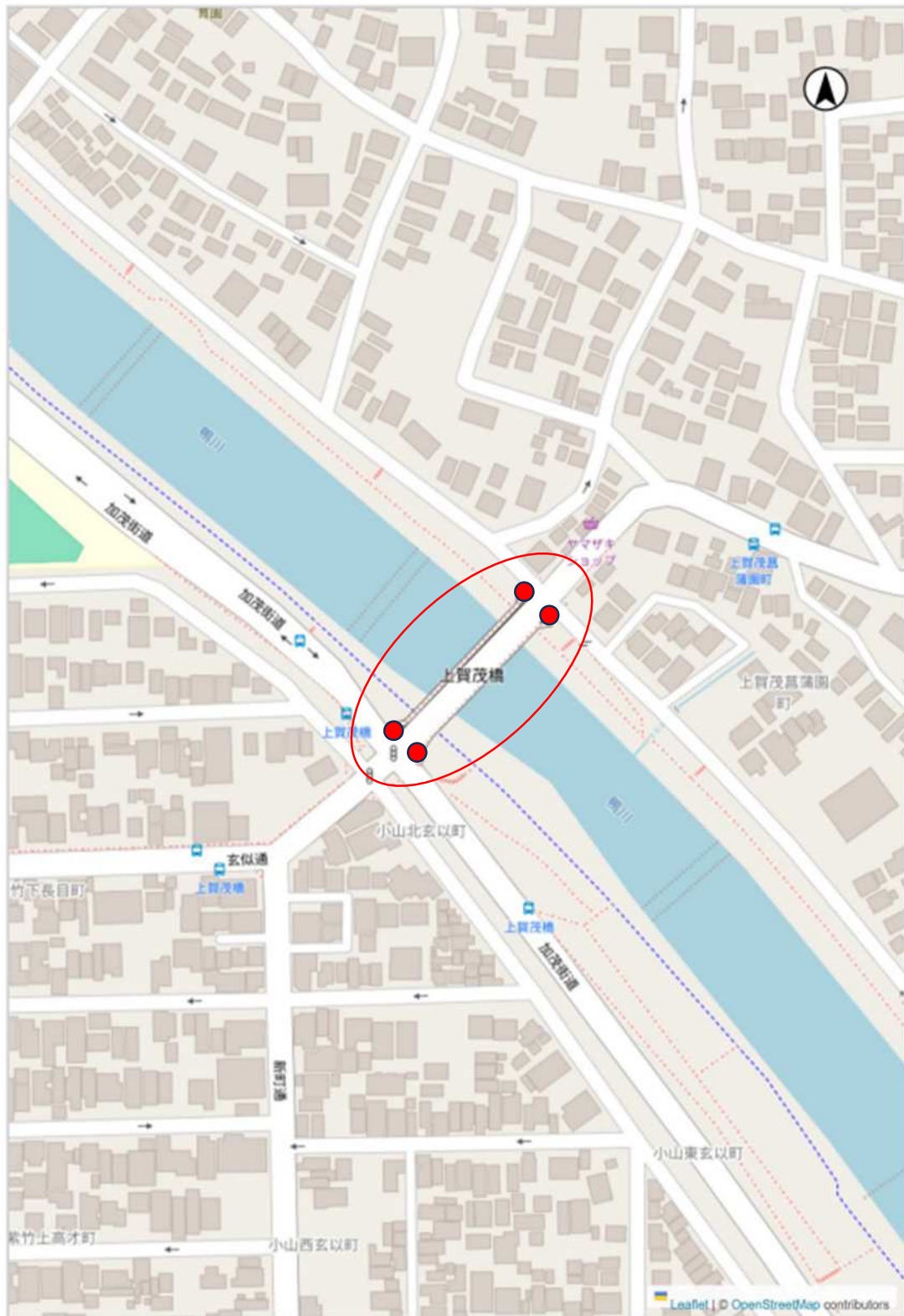
（２）安全・施工について

- 作業にあたっては適切な安全対策（カラーコーンやバーによる明確な区画、歩行者誘導など）を施し、第三者の安全確保に万全を期すこと。
- 道路規制に伴う道路使用許可が必要な場合は、受注者において所管の警察署と協議のうえ取得すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は平日の午前９時から午後５時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

（３）提出書類

- 業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。
 1. 業務完了報告書
 2. 請求書
 3. 作業写真（着手前、作業中、完了時を各箇所ごとに定点撮影したもの）

位置図

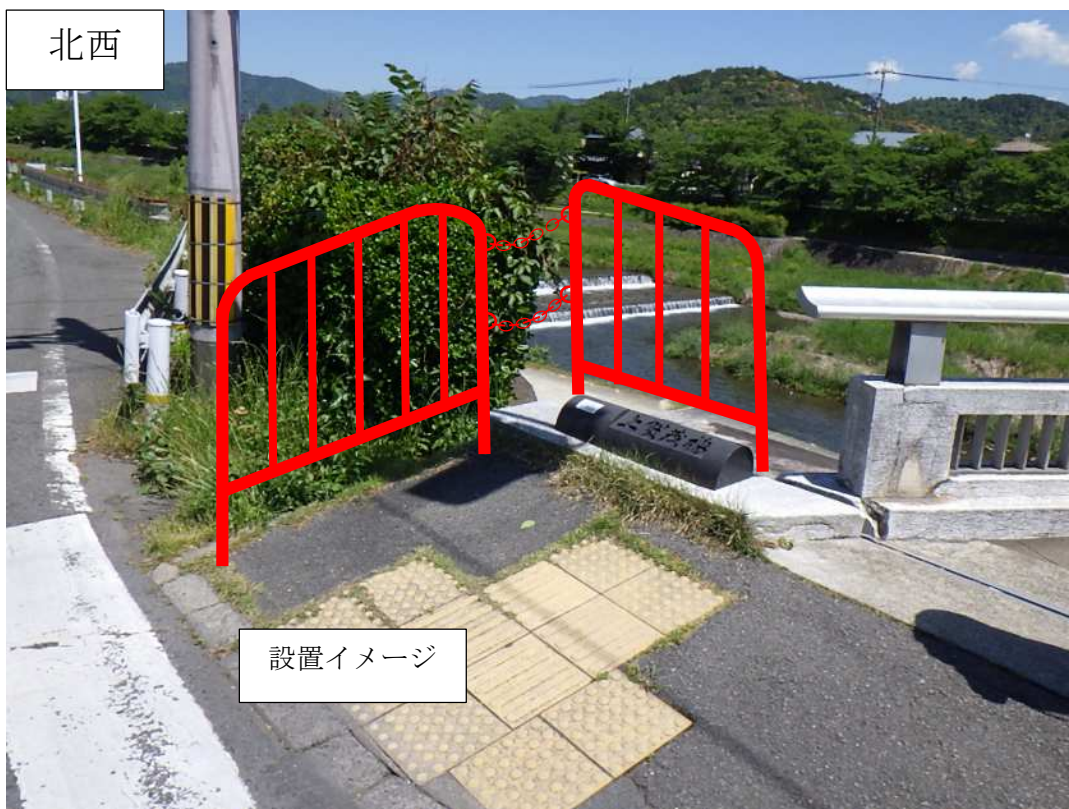


現況写真

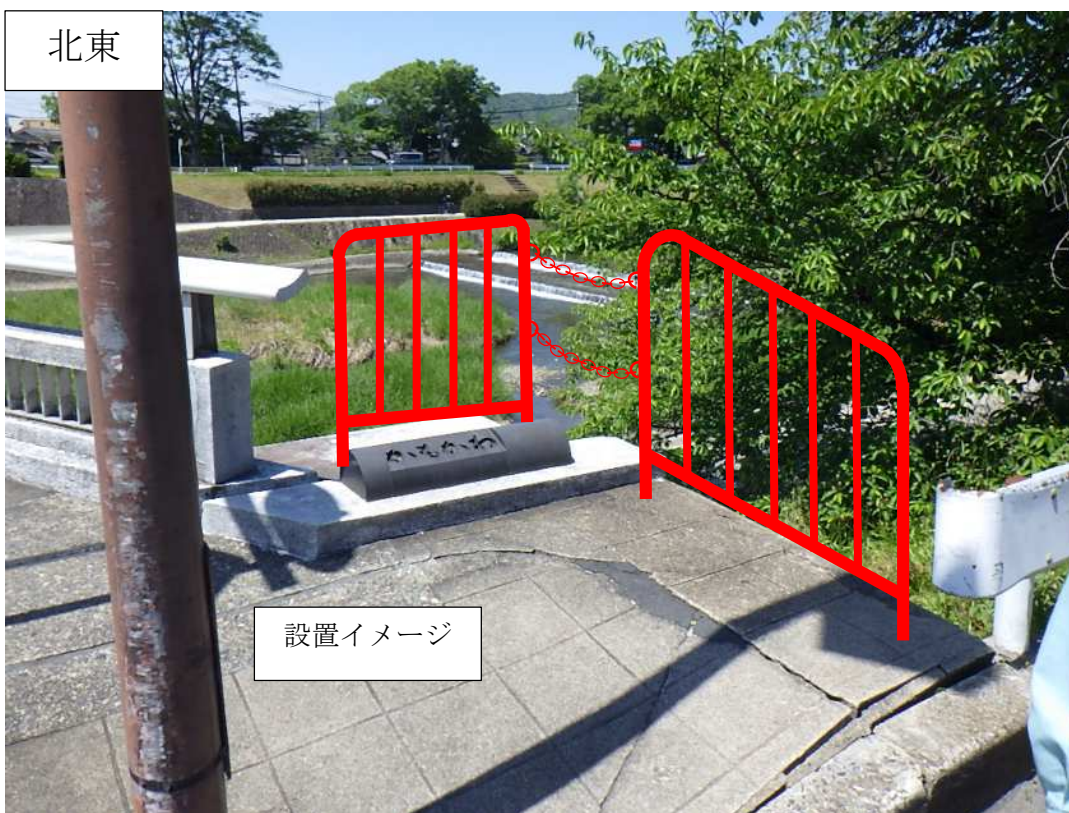
南西



北西



北東



南東

